

令和8年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針

1 指導について

障害福祉サービスの提供に当たって、事業者には法令等を遵守した適正な事業運営と利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、人権擁護、身体や生命の安全に関わる取組等、サービスの質の確保・向上が求められている。

これらを担保するため、指導監督の重点化・効率化を図りながら、集団指導において、各種基準に係る留意事項や運営指導等での指摘事例の周知等を行うとともに、運営指導においては、次の事項を重点項目とする。

(1) 法令遵守の状況について

- ・ 人員基準及び運営基準等が遵守されているか。
- ・ 適正な報酬の請求が行われているか。（特に加算・減算関係）

(2) サービスの質の確保・向上について

- ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の心身の状況等をふまえたものとなっているか。また、計画に沿ったサービスが提供されているか。
- ・ 利用者の人権擁護等について、職員への周知徹底並びにそれらを確保するための体制の整備が図られているか。

(3) 虐待防止について

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、職員に対する研修の実施及び担当者の設置等の取組が行われているか。

(4) 身体拘束について

- ・ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な手続きで行われているか。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び職員に対する研修の実施等の取組が行われているか。

(5) 感染症等対策について

- ・ 感染症等の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の取組が行われているか。

(6) 危機管理への取組について

- ・ 障害者支援施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・ 感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

- (7) 事故防止対策及び苦情対応について
- ・ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。また、事故等の内容を分析して傾向を把握し、事故防止に役立っているか。
 - ・ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。
- (8) 職場におけるハラスメント対策について
- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。
- (9) 就労系サービスにおける経理処理の状況について
- ・ 就労系サービスにおける経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか。
- (10) 就労継続支援A型事業所の運営状況について
- ・ 事業収入額（必要経費控除後）が、利用者に支払う賃金総額以上となっているか。
 - ・ 利用者に支払う賃金が自立支援給付から支払われていないか。
 - ・ スコア表について、適正に作成の上、公表し、県に届け出ているか。
- (11) 就労継続支援B型事業所の運営状況について
- ・ 利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。
 - ・ 平均工賃月額について、適正な区分で県に届け出ているか。
- (12) 共同生活援助事業所の運営状況について
- ・ 食材料費、光熱水費及び日用品費（以下「食材料費等」という。）として徴収した額について、適切に管理するとともに、残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費等として適切に支出する等により、適正に取り扱っているか。
 - ・ 食材料費等の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費等の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行っているか。
- (13) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所における障害児の安全対策について
- ・ 安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。
 - ・ 送迎車の安全装置の装備及び当該装備を用いての所在確認を行っているか。
- (14) 放課後等デイサービス事業所の運営状況について
- ・ 障害児支援等に係る人員が適切に配置されているか。
 - ・ 「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか。

2 監査について

指定基準違反等が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、不適正な事実が確認された場合は、関係法令等に基づき厳正な措置を講じるものとする。